核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の２の２　（略）

２　（略）

３　原子力規制検査に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

４　前項第１号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

５　第３項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　［略］

（裏　　面）

第64条の３　（略）

２～６　（略）

７　特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

８　第61条の２の２第３項から第５項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第３項中「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは、「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

［削る。］

二十七の二　第64条の３第１項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三　第64条の３第４項の規定による命令に違反した者

二十七の四　第64条の３第６項の規定による命令に違反した者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条　（略）

２～５　（略）

６　前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

７　前項第１号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８　第６項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　［同左］

（裏　　面）

第64条の３　（略）

２～６　（略）

７　特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

８　第12条第６項から第８項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第６項中「前項」とあるのは「第64条の３第７項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四　第12条第６項（第22条第６項、第37条第６項、第43条の３の24第６項、第43条の20第６項、第50条第６項、第51条の18第６項、第57条第６項又は第64条の３第８項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

［加える。］

［加える。］

［加える。］